

＼仕事の合間にすぐわかる！／

年収の壁・支援強化
パッケージ

年収の壁への対応

厚生労働省は被扶養者の年収の壁に対する政策として「年収の壁・支援パッケージ」を開始しています。

参考：厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

年収の壁とは

一般に、扶養内で働ける年収の基準を「年収の壁」と呼びます。

< 年収の壁の例 >

住民税：100万円

所得税：103万円

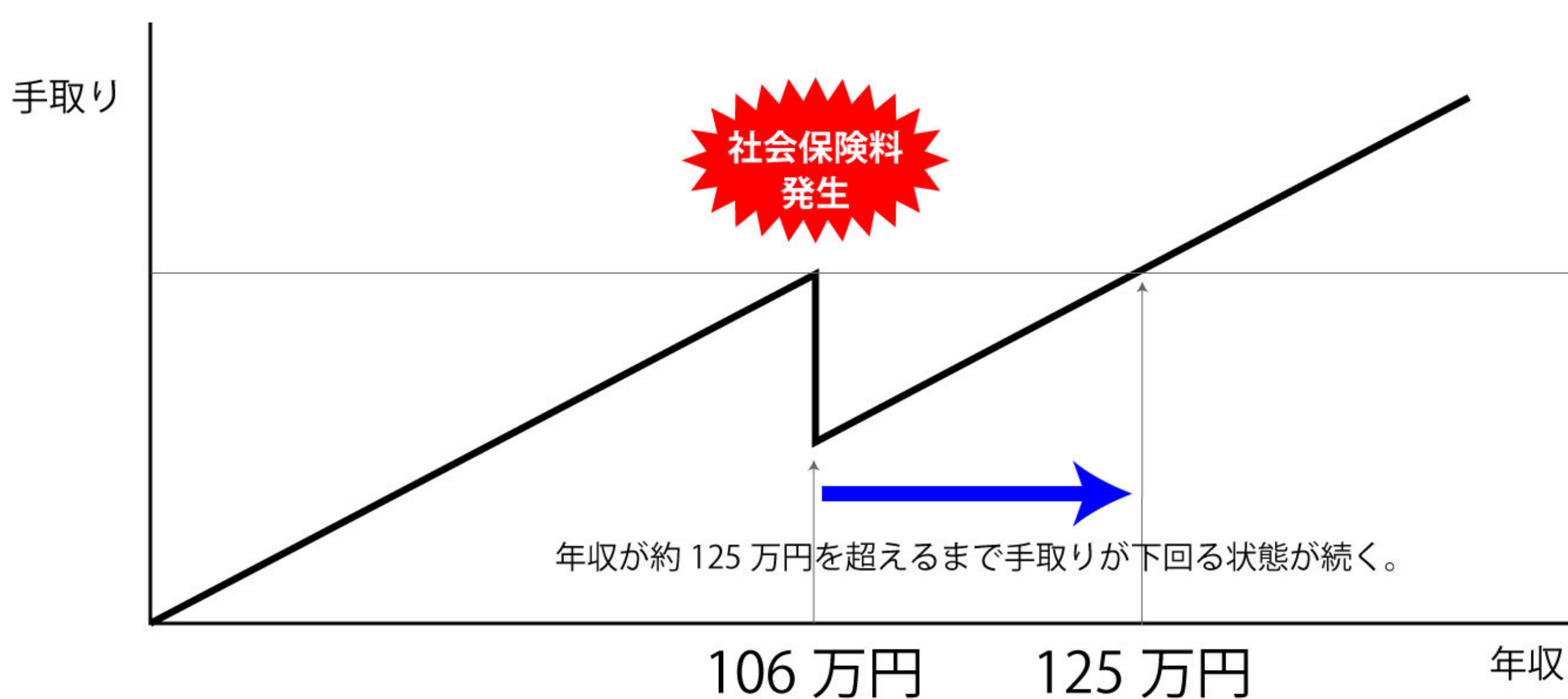
社会保険：106万円（一定の基準の方）または130万円※

※2024年10月に条件変更予定



年収の壁を超えると扶養から外れることになり、**収入が上がったにもかかわらず手取りが減ってしまう**ことがあります。特に社会保険料は影響が大きく、扶養内にとどまるために就業時間を調整することが行われがちです。

そのため仮に賃金が上がっても、その分働く時間を短くせざるを得なく、人手不足の一因にもなっています。



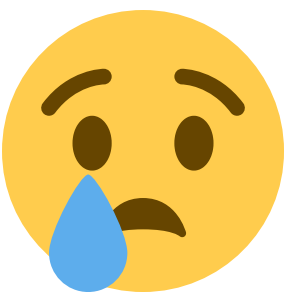
例：パート従業員の場合

時給：1,000円
年収：約104万円
手取：約104万円



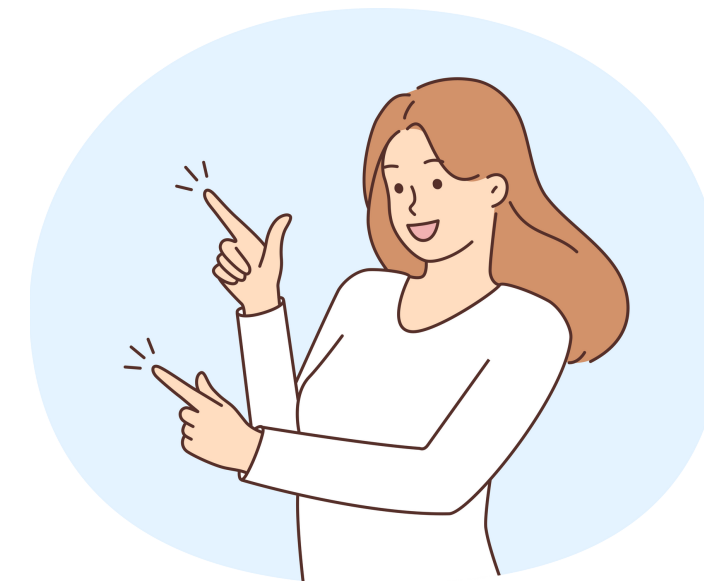
↓ 時給が20円UP!

時給：1,020円
年収：約106万円
保険料：約16万円
手取：約90万円



※保険料は、厚生年金、協会けんぽ等の料率。
税金は考慮していません。

年収の壁・支援パッケージ



106万円の壁対応

- 事業者は従業員に社会保険料相当額を上限として**社会保険適用促進手当の支給が可能**。
- 上記を含め、収入増加の取り組みを行った**事業者には労働者一人当たり最大50万円**のキャリアアップ助成金が支給される。

130万円の壁対応

- 年収が130万円に達しても、それが**一時的な場合は**、事業者が証明することで最大で**2年間扶養にとどまる**ことができる。

これにより社会保険の年収の壁を気にせず働くことが可能です。

※この施策は2025年の年金制度改正までの期間限定の予定です。